

株式会社 傍楽会 身体的拘束適正化指針

令和 5 年 6 月 1 日
株式会社 傍楽会
代表取締役 滝本浩一

1 法人内における身体的拘束適正化に関する基本的考え方について、関係法令に定められている「サービスの提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実に図り「拘束しない支援」を目的とする。

2 法人内で発生した身体拘束の報告方法等及び身体的拘束発生時の対応及び対策について、当法人の「虐待防止指針及び規定」によって適切な対応及び対策を行う。

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている行為を示す。

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服を）着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する（鍵の掛かる部屋に閉じ込める）。

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、できる限り事前に本人（本人が判断できる状態にないと考えられる場合は家族等）の了解を得ておくべきである。もし事前の了解が得られない場合には、できる限り速やかに了解を得るようにする。ただし、本人又はその家族等の了解が得られたからといって、安易に身体拘束等を行うことが許されるわけではない。身体的拘束等は可能な限り身体的拘束等を行わない努力をし、それでも他に代替する手段がないと管理者が判断された場合のみにしなければならない。

緊急やむを得ない状況が発生し「身体的拘束」を行う場合は以下の手続きにより行う。

- (1) 第一に他の代替策を検討する。
- (2) 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、基幹、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行う。
- (3) 事前もしくは事後すみやかに管理者の判断を仰ぐ。
- (4) 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡をする。
- (5) 事前もしくは事後すみやかに、管理者・サービス管理責任者・看護職員・介護職員・リハビリ職員・相談支援専門員などの参加する緊急ケア会議を開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、サービス等利用計画や個別支援計画、ケアプラン等を作成する。
- (6) 身体拘束の実施にあたっては、その内容等の記録を作成する。

3 委員会について、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置し、次のことを検討する。

- (1) 障害者の虐待・身体的拘束等に関する規定やマニュアル等の見直し。
- (2) 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認をする。
- (3) 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- (4) 教育研修の企画・実施する。
- (5) 日常的ケアを見直し、利用者が人間として尊重されたケアが行われているか検討する。

4 職員研修について、身体的拘束適正化のための研修会を年2回以上開催し、新規職員が入社時には必ず研修を行う。

5 担当者について、各事業所に専任の身体的拘束適正化対応策を担当する者として、虐待防止委員を置く。